

記入もれや誤りが多いところ(特にご注意ください。)

- 被保険者証の記号及び番号は、保険証に記載されています。
- ② 被保険者が亡くなられての申請の場合は、申請される方の氏名をご記入ください。 (住所、振込先口座も同様です。)
- ❸ 事業所(事業主)経由で提出される場合は、提出委任に√を付けてください。
- 口座名義が被保険者(申請者)と異なる場合は、「委任状」欄の記入が必要です。 なお、代理人(口座名義人)が当組合の加入員でないときは、続柄のわかる書類(戸籍謄本等)の添付が 必要となります。
- ⑤ 「はい」と答えた場合は、別途「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。 詳しくは、当組合(右上の電話番号)にお問い合わせください。
- 葬儀代(霊柩車代、霊前への供物代、僧侶への謝礼などを含む。)をご記入ください。
- **②** 退職後に亡くなられての申請の場合は、事業主証明は不要です。
- ⑤ ●の被保険者証の記号及び番号を記入した場合、マイナンバーの記入は不要です。

添付書類

埋葬料 (家族埋葬料) 市区町村長の埋葬許可証、火葬許可証、死亡診断書、 被保険者(被扶養者)が亡くなり、 死体検案書、検視調書の各写しのいずれか1つ 被扶養者(被保険者)が申請する場合 ① 市区町村長の埋葬許可証、火葬許可証、死亡診断書、 死体検案書、検視調書の各写しのいずれか1つ 埋葬料 ② 生計維持を確認できる書類 被保険者が亡くなり、被扶養者以外で被保険者 同居 > 住民票(除票:被保険者と申請者が記載されているもの) により生計維持されていた方が申請する場合 別居と定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳や現金 書留の封筒の写しなど ③ 被保険者と申請者の続柄など身分関係を確認できる書類 ① 市区町村長の埋葬許可証、火葬許可証、死亡診断書、 埋葬費 死体検案書、検視調書の各写しのいずれか1つ 被保険者が亡くなり、被保険者により生計維持 ② 領収書の原本及び費用の明細書 されていた方がおらず、実際に埋葬(葬儀)を 支払った方(申請者)のフルネーム及び費用の詳細が記 行った方が申請する場合 載されているもの

※ご記入いただいた内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入し、被保険者が記入するところは被保険者の署名(サイン)、事業主証明欄は事業主の署名(サイン)をご記入ください。

③ 被保険者と申請者の続柄など身分関係を確認できる書類